

# アダム・スミスのヨーロッパ主要国経済論

## —ホラント、グレート・ブリテン、フランス経済の分析—

Adam Smith on European Major Economies:  
The Analysis of the Economy of Holland, Great Britain and France

八幡 清文  
Kiyofumi YAHATA

### はじめに

18世紀後半に刊行されたアダム・スミスの『国富論』は、経済思想史上では、当時のヨーロッパ諸国で支配的であった経済政策と経済学説の根本的な批判を通して、経済的自由主義の学説を確立した著作とされている。確かにスミスはこの著作で、近代国家の発達の中でほとんどのヨーロッパ諸国が推進してきた経済政策とそれを支えた経済学説を「重商主義」と名付け、その誤謬と弊害とを暴露することで重商主義の廃棄の必然性を明らかにしようとして努力している。しかしながら、こうしたスミスの重商主義批判には、あまり単純に理解されてはならない側面も含まれている。というのも『国富論』には、長きにわたって実施されてきた重商主義政策のもとでも、ヨーロッパ経済は着実に発展してきたとする認識も見出されるからである。つまりスミスは、重商主義がヨーロッパの経済発展を遅らせた<sup>からである</sup>と主張しているけれども、それを阻止したと主張しているわけではない。スミスの眼から見れば、何よりも外国貿易による金銀の獲得によって国家の富裕を実現しようとした重商主義は、本来は農業の発達が起点となるべき「富裕の自然的進歩」に反するものではあったが、スミスは同時に、そうした誤った政策のもとでもヨーロッパ経済が長期的また全体的に見るならば着実に発達してきたことを否定してはいない。『国

富論』が刊行された1770年代は、イギリスにおけるいわゆる「産業革命」の直前ないしは開始の時期とされているが、スミスは産業革命以前の時代にあってもヨーロッパ経済が全体としては長期的な発展を遂げてきたことを十分に洞察しているのである。

スミスによるヨーロッパ近代経済をめぐる論述としては、『国富論』の第3編における歴史的視点からの近代産業発展過程の分析をただちに思い浮かべるであろう。だが、ヨーロッパ経済に関するスミスの関心は単に歴史的な側面に限定されているわけではない。『国富論』の各所には、スミスが18世紀中葉の時点におけるヨーロッパ諸国の経済について並々ならぬ関心を払って観察したことを示す豊富な知見を発見できる。それらの知見は、ヨーロッパ諸国の経済のそれぞれ固有の事情を語るとともに、ヨーロッパ諸国の間に明白な発展の格差が存在することも明らかにしている。ということは、スミスはほとんどのヨーロッパ諸国が重商主義政策を採用した結果としてそれらの諸国が経済発展において同様の遅れを招いたとは捉えず、類似した重商主義政策にもかかわらず各国の経済発展には大きな格差が生じたと認識しているということである。だとすればそうした格差をもたらした要因は各国それぞれの固有の諸事情に求める他はない。事実スミスは、重商主義がヨーロッパを席卷する中でも各国においてそれぞれ特徴のある国民経済が形成されてきたことに注目し、各国の国民経済の特質と各国の経済発展の水準とを関連づけて捉えることで、経済発展の国際的な格差について自らの見解を表明しているのである<sup>11)</sup>。スミスの経済学のこうした側面はこれまでのスミス研究ではほとんど注意が払われてこなかった点である。だが、諸国の経済発展と格差とその要因に関するスミスの所説は、現代の経済学において一国の経済発展を可能にする諸条件は何か、またいかなる要因によって諸国の経済発展の不均等が生み出されるのかを考察する上でも示唆に富むと思われる。本稿ではこうした問題関心のもと

に、スミスがとりわけ大きな関心を寄せて論じている当時のヨーロッパ主要国の経済を中心に検討することにする。

## 1. ヨーロッパ諸国間の経済格差とホラント

『国富論』が刊行された18世紀に、ヨーロッパが全体として経済の上昇期にあったことは、現代の研究においても確認されている。経済史家のW.W.ロストウは、その経済発展段階説において、17世紀末から18世紀の西ヨーロッパは経済成長の「離陸のための先行条件」の時期であったとしている<sup>(2)</sup>。経済成長が本格的に始まるのは「離陸」によってであり、それは18世紀末にまずイギリスで開始される産業革命によって可能となったが、それまでの18世紀は「離陸」のための先行条件が準備された時代であったというのである。ロストウによって「離陸」の準備期間とされた18世紀のヨーロッパの経済成長が、ヨーロッパ以外の地域と比較してめざましいものであったことは、その時代を生きていたスミスが明確に認識していたことである。それは、スミスが『国富論』でヨーロッパと中国の経済を比較している様々な発言からも確認できる。例えばスミスは次のように述べている。

中国はヨーロッパのどの部分よりもはるかに富んだ国であり、中国とヨーロッパでの生活資料の価格差はきわめて大きい。中国の米はヨーロッパのどこの小麦よりもはるかに安い。・・・・・・・・

中国とヨーロッパの労働の貨幣価格の差は、生活資料の貨幣価格の差よりもさらに大きい。中国は停滞しているように見えるのに、ヨーロッパの大部分は改良されつつある状態であるため、労働の実質的補償はヨーロッパのほうが中国より高いからである。(WN208-209/ 訳(1) 330-331)

こうした発言からまず明らかなのは、スミスが異なる国や地域の経済を比較する場合に二つの別個の基準を用いているということである。「中国はヨーロッパのどの部分よりもはるかに富んだ国であり」という文言は、異なる国を経済規模から比較する基準による判断である。一方の「中国は停滞しているように見えるのに、ヨーロッパの大部分は改良されつつある状態である」という文言は、「改良」の進行の度合いすなわち経済成長の基準からの判断である。スミスは異なる国や地域の経済を比較するさいに、経済規模と経済成長という二つの基準から諸国の経済状態を判断しようとしている。言うまでもなく、経済規模による判断と経済成長による判断は必ずしも一致しない。そのため、ヨーロッパと中国の経済を比較した場合に、経済規模の面では中国はヨーロッパのどの国よりも大きいけれども、経済成長の面では中国は停滞しているのにヨーロッパ諸国の大部分は成長しつつあるという判断がなされている。経済規模は抜きんでて巨大だが停滞する中国と、経済規模では中国に劣るが経済成長を遂げつつある大部分のヨーロッパ諸国という対比は、産業革命の開始以前の時期に、スミスが多くのヨーロッパ諸国はすでに中国では見られない近代経済成長の過程に入りつつあると捉えていたことを物語る。

しかしながらこのことは、スミスがヨーロッパ諸国のすべてが順調に経済成長しつつあると認識していたことを意味するのではない。反対にスミスがヨーロッパの経済成長には明白な不均等が存在していると把握していることは「中国は停滞しているように見えるのに、ヨーロッパの大部分は改良されつつある状態である」という言明に示唆されている。ヨーロッパにおいてもすべての国が経済成長の軌道にのりつつあるわけではなく、順調な成長を遂げる国々がある一方で、成長から取り残される国々もまたあるという明白な不均等発展が見られるというのがスミスの認識なのである。スミスはヨーロッパ諸国間のそうした不均等発展の現実を

次のように語っている。

アメリカの発見以来、ヨーロッパの大部分は大いに改良された。イングランドとホラントとフランスとドイツ、さらにはスウェーデンとデンマークとロシアでさえ、すべて農業と製造業の両方でかなりの発展をとげた。イタリアも後退したとは思われない。イタリアの没落はペルーの征服以前のことである。そのとき以来、イタリアはむしろいくらか回復したように思われる。たしかにスペインとポルトガルは、後退したと考えられている。しかしポルトガルはヨーロッパのごく小部分にすぎないし、スペインの衰退はおそらくふつうに想像されているほど大きくはない。16世紀の初頭にはスペインはフランスと比べてさえ、きわめて貧しい国であった。フランスはそのとき以来大いに改良された。(WN220/ 訳(1) 352)

ここには経済成長の面から見たヨーロッパ各国への評価が具体的に述べられている。スミスは長期的に経済の成長を遂げてきた国として「イングランドとホラントとフランスとドイツ、さらにはスウェーデンとデンマークとロシア」を挙げている。このリストにはスミスが経済成長しつつあると判断する国のすべてが含まれているわけではないが、これだけでもスミスがヨーロッパ経済の発展の中心地域を西ヨーロッパと北ヨーロッパに見出していることが明らかである。これに対してイタリアには微妙な評価がなされ、「ペルーの征服以前」にいったん「没落」していたイタリアはその征服以後は「いくらか回復した」と、「ペルーの征服」すなわちヨーロッパ人がアメリカ大陸へ進出した近代の幕開けの時代からは、イタリアは西および北ヨーロッパ諸国よりは低い水準での経済発展をしてきたとされている。またスペインとポルトガルについては、両国の「後退」を言いたてる議論がスミスの時

代にはかなり広まりつつあったことがこの引用文からうかがえるであろう。スミスはそれに対して「スペインの衰退はおそらくふつうに想像されているほど大きくはない」と留保をつけた上で、両国の経済が「後退」した事実は認めていると見られる。つまりスミスは北および西ヨーロッパ地域とイタリア、スペイン、ポルトガルという南ヨーロッパ地域との間には長期的な経済成長の達成度において無視できない格差が存在すると把握しているのである。「アメリカの発見以来、ヨーロッパの大部分は大いに改良された」というスミスの文章は、ヨーロッパ全体としての長期的な著しい経済成長を認めたものではあるが、同時にヨーロッパ内部には経済成長の明白な地域間格差が存在するとする認識も背景にした言明なのである。

スミスがヨーロッパの長期的な経済成長の中心地域と認定する西および北ヨーロッパ諸国の中でも、イングランド、ホラント、フランスの三国はヨーロッパ経済を先導する主要国としてスミスがもっとも関心を向ける国々であり、『国富論』にはこれら三国について様々な箇所で見られる。そこで以下では、スミスがこれらの国々の経済をどのように捉えているかについて検討を進めることにする。

まずホラントについて取り上げよう。ホラントはオランダを構成する諸州の一つ<sup>(3)</sup>であるが、スミスは次のように述べている。

ホラント州は、地域の広さおよび民衆の数の割合では、イングランドよりも富んだ国である。同地では、政府は2パーセントで借り、十分に信用のある私人は3パーセントで借りている。労働の賃金はホラントのほうがイングランドよりも高いと言われており、またホラント人がヨーロッパのどの国民よりも低い利潤率で事業をしていることは、よく知られている。ホラントの事業は衰退しつつあると、ある人々によって主張されてきた。

そしていくつかの個別部門がそうであるということは、おそらく真実かもしれない。しかし、これらの徴候は、一般的な衰退は存在しないことを十分に示しているように思われる。(WN108 / 訳(1) 163)

スミスはこの文章によって独自のホラント論を問おうとしている。スミスの叙述は、18世紀にはすでにホラントの「衰退」を主張する議論が提出されていたことをうかがわせる。スミスはそうした議論に反論しようとしているのである。もっともスミスもホラントの産業の「いくつかの個別部門」の「衰退」については「おそらく真実かもしれない」としている。これはスミスが課税について論じた箇所、小麦粉やパンへの課税について「これらの税と、他のいくつかの同種の税は、労働の価格を上昇させることによって、ホラントの製造業の大半を破滅させてしまったと言われている」(WN875-876/ 訳(4) 226) と、ホラントの製造業の「破滅」について述べていることに対応するのであろう。これは、生活必需品への課税が賃金コストの上昇を招いた結果、ホラントの工業製品の国際競争力が喪失して衰退に追い込まれたことを指している。スミスはここでは、ホラントにおける「製造業の大半」の「破滅」を、そのように「言われている」と述べているのであって、自己の見解として積極的に主張しているわけではないが、そうした「破滅」をありうることと見ていると考えられる。だからスミスは、ホラント経済における「いくつかの個別部門」の「衰退」の可能性は認めているのであるが、それでもホラント経済の「一般的な衰退」についてはきっぱりと否定する。

このようにスミスは、ホラントの一部の産業の「衰退」の可能性にもかかわらず、なおもその経済力に高い評価をあたえようとする。上記の引用文でも「ホラント州は、地域の広さおよび民衆の数の割合では、イングランドよりも富んだ国である」として

いるが、別の箇所でも「ホラントは土地の広さと住民の数の割合では、ヨーロッパきっての富める国であり、したがってまた、ヨーロッパの中継貿易の最大の割合を占めている」(WN373/ 訳(2) 179) と、ホラントがヨーロッパでもっとも豊かな国であると断定する。もっともこれは、ホラントの経済規模がイングランドを越えてヨーロッパで最大であることを主張するものではないことに留意する必要がある。スミスは注意深く、ホラントが「土地の広さと住民の数の割合では」ヨーロッパの最富裕国であると述べているから、これはホラントの経済規模が最大であることではなく、土地の単位面積当たり、および住民一人当たりの富が最大であることを意味する。スミスはここでは、国全体の富の総量（現代的に表現すれば国内総生産）ではなく、一人当たりの富（現代的に表現すれば一人当たり国民所得）で富裕度を測る基準を採用している。スミスのホラント論は、スミスには一国の富裕度を単に経済規模だけでなく一人当たりの富でも判定するという現代に通じる基準が存在することを語っている。

だが、すでに見たように、ホラントでは生活必需品への課税が高い賃金コストを招いているから、企業家にとっては決して事業環境の面で恵まれた国ではない。したがってホラントの繁栄は、事業上は不利な課税制度にもかかわらず実現しているのである。スミス自身、生活必需品への課税の商品価格への影響を論じた箇所で「ホラントはヨーロッパのなかで、そうした税がもっとも多い国であり、また特殊な諸事情から繁栄を続けているのは、もっともばかげた想定のようにそうした税によってではなく、そうした税にもかかわらず、なのである」(WN467/ 訳(2) 323) と述べて、ホラントの繁栄が課税制度の悪影響を相殺する「特殊な諸事情」によることを認めている。ホラントはヨーロッパ諸国のなかで非常に独自の国であり、またそうした独自性ゆえに繁栄を実現している国なのである。



ではホルントの繁栄を実現している「特殊な諸事情」は何であろうか。スミスはその主たる要因について次のように述べている。

共和政体であることが、ホルントの現在の栄光の主な支えであると思われる。大資本の所有者たち、すなわち大商人の家族は、一般にその政府の運営に直接に参加するか、間接に何かの影響を与えている。彼らはこうした地位のために尊敬され権威をもっているので、ヨーロッパのどこと比べても、自分たちの資本を自分で使用すればわずかな利潤しかもたらさないだろうし、もし他人に貸し付ければよりわずかな利子しかもたらさない国、またそれから得られる極めて控えめな収入では、ごくわずかしか生活の必需品や便益品を購買しえないような国に、喜んで住んでいるのである。そういう富裕な人々が住んでいれば、他にどれほど不利益があろうとも、必然的にその国にある程度の産業を活動させておくことになる。(WN906/ 訳(4) 284-285)

この文章でも、スミスがホルントは利潤率、利子率が低く、企業家層にとって経済的には決して有利な場所ではないことを認めていることが明らかであろう。それにもかかわらずホルントが「栄光」を保持している主要因はその共和政体にある。18世紀の中葉には共和政はヨーロッパの一般的政体ではなく、ホルントの共和政はヨーロッパの主要国においては例外的な政体であった。だが、スミスはそうした例外的な政体であることにホルントの経済的強みの源泉を見出すのである。それは、共和政である結果として、ホルントでは大資本を所有する「大商人の家族たち」が直接ないし間接に政治的影響力を保持していることにある。そのため大商人の資本の一部がホルント国内に投下され、ホルントに「ある程度の産業」が維持される効果をもたらしているとされる。現代の研究ではホルントの共和政は実質的に「ホルント内部の商人

の覇権」<sup>(4)</sup>の体制であったとされるが、スミスはそうしたホラント共和政の実態をむしろ経済的効用から評価するのである。

スミスのこうした分析は、資本の国際的性格に関するその所説と関連づけて理解する必要がある。すでに別稿で論じたように<sup>(5)</sup>、スミスは資本の所有者は特定国の住民ではなくて「世界市民」であるため、資本はある国にとどまるとは限らず、有利な環境を求めて国境を越えて国際移動すると把握している。そうした資本の国際移動は各国にとっては資本の国外流出によって国内の産業活動の低下を招く危険性をもっている。スミスの国際資本移動論は、資本の国外流出による国内経済への悪影響について各国に注意を喚起しようとするものであるが、そうした視点から見るとホラントは資本の国際移動の悪影響を非常に強く受ける国であろう。というのも、スミスが先の引用でホラントは「ヨーロッパの中継貿易の最大の割合を占めている」と言うように、ホラントはヨーロッパを代表する貿易国家であり、したがってスミスが言うホラントの「大商人」の多くは国際的に事業をおこなう貿易商人と見られるからである。そうだとすれば、ホラントが共和政体をとって大商人に政治参加を認めていることは、貿易商人たちの資本を国内に引き留めておくために絶大な役割を果たしていると考えられるのである。

ホラントの政治に大商人が参加することが経済政策にどのような影響を及ぼしているかについてスミスは具体的に語っていないが、スミスがホラントは貿易に有利な制度を提供していると評価していることは、スミスが重商主義政策を批判した箇所で見られるように述べていることから看取できる。スミスによれば、重商主義者たちは、自由な貿易による貿易差額の逆調の危険を訴え、ヨーロッパの各国もそれに影響された政策を取ってきたけれども、

それとは反対に、どの都市も国も、自分たちの港をすべての

国に開放する度合いに応じて、商業主義の原理がわれわれに予想させようとしたように破滅するどころか、それによって富裕になったのである。たしかにヨーロッパには、ある点で自由港の名に値する都市が多少はあるけれども、その名に値する国はない。ホラントは、まだそれからほど遠いけれども、おそらくその性格にもっとも近いであろう。そしてホラントが、その富のすべてだけでなく、必要な生活資料の大部分を外国貿易から得ていることは、人の知るところである。(WN497/ 訳(2) 378-379)

ヨーロッパ諸国がこぞって重商主義に影響されて保護貿易政策を実施するなかで、ホラントは相対的に自由な交易にもっとも近い政策をとっていることによって外国貿易から「富のすべて」とともに「必要な生活資料の大部分」を獲得できている<sup>(6)</sup>。したがってホラントは他のヨーロッパ諸国と比較すれば自由貿易の利益をより多く享受しているとされるが、こうした判断の背後にはホラント経済の特殊な性格への次のような認識が存在する。

ホラントの商業資本は極めて大きいため、ときには諸外国の公債へ、ときには諸外国の個人貿易商人や冒険家に対する貸付金へ、ときにはもっとも迂回的な消費財の外国貿易へ、またあるときは中継貿易へ、いわば不断にあふれ出ている。近隣の事業はすべて完全に満たされており、かなりの利潤をともなって投下されうるような資本は、すでにことごとく投下されているので、ホラントの資本は、必然的に、もっとも遠隔地の事業へと流出していく。(WN632/ 訳(3) 245)

スミスのホラント論の根底にあるのは、ホラントが資本余剰国であるとする認識である。ホラントは国内市場や近隣市場ではす

でに資本が飽和状態に達している国であり、すでに見たようにホラントにおける利潤率や利子率が非常に低いのもそうした事情による。だからまた、ホラントは「諸外国の公債」や「諸外国の個人貿易商人や冒険家」に向けて資本が流出する資本輸出国となっている。さらにホラントが「ヨーロッパの中継貿易の最大の割合を占めている」のも、国内商業や直接貿易では吸収しきれない資本がそこに流入しているからである。このようにホラントは交易および投資の両面において対外依存度が非常に高い成熟した国であり、スミスはホラントが他国よりも自由貿易に近い政策を実施している背景を資本余剰国としてのこうした特殊な性格に見ているのである。

以上の考察からも、スミスがホラントの繁栄の基盤を、その国の他国とは異なる独自性に求めていることが理解できよう。スミスはホラントの繁栄を支える基盤を、共和政という当時においては例外的な政体とともに、他の諸国よりは自由貿易に近い特徴的な貿易政策に求めている。重商主義政策を批判し自由貿易こそ経済的繁栄の梃子であるとするスミスにとっては、それを証明する格好の事例がホラントなのである。すでに述べたように、スミスが『国富論』を発表した頃にはホラントの「衰退」を主張する見解がすでに提起されていたが、スミスがそうした見解に同調せず、ホラントの「栄光」への信頼感を表明しているのは、ホラントがもっとも自由貿易に近い政策を継続していることに高い評価を与えることが作用していると考えられる。

## 2. グレート・ブリテンの経済発展

スミスはホラント経済衰退説を退け、ホラントの経済力が今なお健在であるとする見解を表明しているけれども、18世紀においてヨーロッパの国際関係を動かす主役となったのは、ホラント州を含むオランダではなく、二つの大国であるイギリスとフラン

スであった。この二大国はスペイン継承戦争などいくつもの戦争において抗争を繰り返したが、最終的に両国の雌雄を決したのは7年戦争であり、イギリスがそれに勝利することによって、ここに国際関係におけるイギリス優位の構造が出現することになった。そうしたイギリスの国際的躍進の基盤をなしたのはやはりそのめざましい経済発展であり、スミスも当然のこととしてイギリス経済の顕著な成長に大きな注意を払い、『国富論』でもイギリス経済についてしばしば言及している。ただ、当時のイギリスは1707年のイングランドとスコットランドの合邦によって成立した国家であり、この二つの地域の経済事情には無視できない差異が存在したのである。そのためスミスがイギリス経済を論じるさいには、合邦国家としてのイギリスを「グレート・ブリテン」と呼んで論じている場合と、それをイングランド、スコットランドの二つの地域に分けて取り上げている場合がある。この点に留意しつつスミスのイギリス経済論を検討してみよう。

スミスがグレート・ブリテンをヨーロッパの有数の経済大国と見ていることは、「グレート・ブリテンは確実にヨーロッパでもっとも富んだ国の一つ」(WN541/訳(3) 79)としていることに示されているが、スミスはさらにイングランドの先進性に注目し、それをホランドに次いで「おそらくヨーロッパ第二の富める国」(WN373/訳(2) 179)とする。これに対してスコットランドについては、スミスは「労働の賃金は・・・イングランドよりもスコットランドのほうが低い。国自体もイングランドよりもはるかに貧しいばかりでなく、より良い状態へ前進している歩調も、明らかに前進しているとはいえ、はるかに緩慢で遅々としているように思われる」(WN107/訳(1) 161)と述べて、スコットランドのイングランドと比較しての後進性を率直に承認している。それら二つの地域が合邦したグレート・ブリテンが内部に明白な地域間格差をかかえながら経済成長を実現しつつあることは、スミスが当

時のイギリス経済を論じるさいの基本的前提をなしている。

国内に地域間格差をかかえながらもグレート・ブリテンはめざましい経済成長によって繁栄を実現したとされるが、その理由についてのスミスの説明は、『国富論』の第4編第5章に見られる穀物輸出奨励金政策への批判のなかで展開されている。この政策をグレート・ブリテンの経済発展の要因として称賛する議論がしばしばなされていることを批判してスミスは次のように述べる。

したがってこの奨励金の創設にかかわるそうした法体系は、それに対して与えられてきた称賛にはまったく値しないように思われる。あのようにしばしばそれらの法律によるとされてきたグレート・ブリテンの改良と繁栄は、他の諸原因から極めて容易に説明できるだろう。各人が自分の労働の果実を享受することについて、グレート・ブリテンの法律が与えている保障は、これさえあれば、これらおよびその他20ものばかげた商業上の規制にもかかわらず、どの国でも繁栄させるのにそれだけで十分であって、この保障は、その奨励金が創設されたのとはほぼ同時期の革命によって完全なものとされた。……グレート・ブリテンでは、産業は完全に安全であって、それは完全に自由であるというにはほど遠いにしても、ヨーロッパの他のどの地方とも同じくらい、またはそれ以上に、自由である。  
(WN540/ 訳(3) 77-78)

スミスがグレート・ブリテンの経済発展を支えた支柱を経済活動における「安全」と「自由」に求めていることが読み取れるであろう。「安全」について述べられている「各人が自分の労働の果実を享受することについて、グレート・ブリテンの法律が与えている保障」とは、私有財産の保護が「労働の果実」を財産の源泉とする勤労大衆にまで及ぶようになったことを指し、スミスは

それが穀物輸出のための「奨励金が創設されたのとほぼ同時期の革命」すなわち17世紀末の名誉革命によって確立されたと言うのである。名誉革命期にジョン・ロックは『統治論二篇』(1690年)で、私有財産の成立の本源的な根拠を労働に認める所有権理論を展開したが、ロックが理論的に説いた「労働による所有」の原理は、スミスにおいては名誉革命が実現した歴史的成果として理解されているのである。

スミスは所有の「安全」を「これさえあれば、これらおよびその他20ものばかげた商業上の規制にもかかわらず、どの国でも繁栄させるのにそれだけで十分」であるとして、私有財産制の確立が経済発展に及ぼす絶大な効果を強調しながらも、グレート・ブリテンの優位性がそれだけではなく、経済活動の「自由」の面でも存在することを付け加えている。ただ、この点については以下の点が注意されるべきであろう。

スミスが述べているのは、グレート・ブリテンでは経済活動が「完全に自由であるというにはほど遠いにしても、ヨーロッパの他のどの地方とも同じくらい、またはそれ以上に、自由である」ということであるから、これは経済的な自由がグレート・ブリテンで十分に確立していることを語っているものではない。スミスが『国富論』でヨーロッパ諸国が従来から推進してきた経済政策であるとし、それゆえに痛烈な批判の対象とした重商主義政策はグレート・ブリテンもまた強力に推進してきた政策であったのであり、そのためグレート・ブリテンの政策もスミスの批判の俎上に乗せられていることは言うまでもない。上に引用した穀物輸出奨励金政策への批判もグレート・ブリテンを対象にした発言なのである。だからこそスミスもグレート・ブリテンでは経済活動は「完全に自由であるというにはほど遠い」ことを認めるのである。したがってスミスがグレート・ブリテンの優位性とするのは、そこでの経済活動が「ヨーロッパの他のどの地方とも同じくらい、

またはそれ以上に、自由である」ということ、すなわちグレート・ブリテンでは経済的自由が他のヨーロッパ諸国よりも相対的には実現しているということである。スミスはグレート・ブリテンのこの相対的優位性の基盤が何であるかについては上記の引用では語っていないけれども、『国富論』の第5編第2章の課税論でグレート・ブリテンの税制について触れた次の文章はそれの手がかりを与える重要な発言である。

グレート・ブリテン連合王国のさまざまな地方のすべてでは、あまり重要でない少数の例外はあるが、統一的な税制があり、この国の国内商業は、内陸商業も沿岸商業も、ほとんどまったく自由にされている。……統一税制の成果であるこの国内商業の自由は、おそらくグレート・ブリテンの繁栄の主要な原因の一つだろう。どの大国も必然的に、自国の産業の大部分の生産物にとって、最良かつ最大の市場なのだからである。  
(WN900/ 訳(4) 273-274)

この発言から明らかなように、スミスがグレート・ブリテンに存在すると認める経済的自由とは外国貿易の自由ではなく、国内商業の自由である。『国富論』の第4編における大々的な重商主義批判だけに眼を奪われると把握しづらいことであるが、スミスはグレート・ブリテンの経済政策の評価においては外国貿易の分野と国内商業の分野とを明確に区別し、外国貿易においては数多くの規制や統制が存在することを詳細に批判する一方で、国内商業はほとんど全面的に自由となっていることに注目し、その意義を強調している。そうした自由は国内の商品流通を活発化させ、グレート・ブリテンの「大部分の生産物にとって、最良かつ最大の市場」である国内市場の深化をもたらしたと言うのである。スミスが国内商業の自由を「グレート・ブリテンの繁栄の主要な原



因の一つ」と評価しているのは、スミスがグレート・ブリテンを、たとえ国内だけのものであっても経済的自由の成立が経済発展の大きな梃子となることを示す有力な実例と認識していることを表現する。

しかもスミスは、グレート・ブリテンで国内商業のほぼ完全な自由が成立している理由を、この国で「統一的な税制」が実現していることに求めている。これは、統一的な税制の成立によって、国内の各地域に存在していた独自の税や商業活動への規制が撤廃されて商業の自由が実現し、グレート・ブリテンが真の統一市場となったことを意味する。国内の税制の統一は、自由な経済活動を基調とする統一的な国内市場を創出することによって、一国の経済発展の大きな促進要因となるのであり、グレート・ブリテンの繁栄はそれを証明する具体的事例である。スミスには国内商業の自由とそれによる発展はその国の課税制度によって大きく影響されるという認識が見出されるのである。

これまでの考察も示唆するように、スミスはグレート・ブリテンの経済発展の主要因の一つをその先進的な税制に求め、またそこにグレート・ブリテンの他の諸国と比べた長所の一つを見るのである。そうした認識が『国富論』以前のグラスゴウ大学における法学講義以来の持論であったことは、その1763-1764年の講義で「イングランド人はヨーロッパで最良の財政家であり、彼らの税は、他のどんな国の税よりも適切に徴収される」<sup>17)</sup>と述べていることに示されている。このようなスミスの立場は『国富論』で消費税について論じた箇所における次の発言にも表れている。

しかし、おそらく消費財への税にはある程度つきものの不便さが、グレート・ブリテンの国民にふりかかる場合、その程度は、グレート・ブリテンと同じくらい経費のかかる政府をもつ他のどの国の国民の場合とも同様に軽い。われわれの状態は完

全ではないし、改善の余地はあるだろうが、たいていの近隣諸国に比べて、同じくらい、あるいはそれ以上に良好である。  
(WN899/ 訳(4) 271)

グレート・ブリテンの税制へのこの発言には、経済活動の自由への発言と見事に符合する評価が表明されている。というのも、すでに見たように、スミスはグレート・ブリテンにおいて経済活動は「完全に自由であるというにはほど遠いにしても、ヨーロッパの他のどの地方とも同じくらい、またはそれ以上に、自由である」と述べていたが、この消費税制についての評価でも、「われわれの状態は完全ではないし、改善の余地はあるだろうが、たいていの近隣諸国に比べて、同じくらい、あるいはそれ以上に良好である」としているからである。この二つの発言の口調が酷似しているのは決して偶然ではない。これらの発言は、グレート・ブリテンの様々な経済政策や制度に対して、スミスが一貫した診断を下していることを示している。スミスの診断するところでは、グレート・ブリテンの諸政策や諸制度は「完全」な水準からは程遠いとはいえ、他の多くの国々よりは相対的に優れた面があり、それがこの国の繁栄を実現した要因の一部なのである。確かにスミスはグレート・ブリテンの封建的遺制や保護主義的な政策に対して容赦のない批判を繰り返しているけれども、他方ではこの国がヨーロッパで有数の繁栄を達成するに至った制度的な優越性を冷静に分析することを閑却してはいないのである。

とはいえ、スミスがグレート・ブリテンなかんづくイングランドに卓越した経済発展をもたらした要因としてもっとも重視するのは、農業の分野における封建的な遺制の衰退とそれによる農民層の解放の進展である。スミスは『国富論』第3編で、ヨーロッパの中世に封建領主の苛酷な支配と収奪にあえいでいた隷農がしだいにそれから解放されていった経過について鮮やかな分析をお

こなっている。そうした解放農民の典型としてスミスが挙げるのがイングランドの「ヨーマン」である。現代の経済史学で一般に用いられる場合とは異なって、スミスの言う「ヨーマン」には借地農業者が含まれているが<sup>8)</sup>、農業の発展のためには借地農の土地占有権が長期に安定することが重要な意味をもつ。この点で、いったん剥奪された土地の占有が回復される不動産占有回復訴訟が確立した「イングランドでは、借地人の安全は、土地所有者の安全と同じである」(WN392/ 訳(2) 206)。さらにイングランドでは、かなりの「ヨーマン」は国会議員選挙権が与えられる種類の自由土地保有権をもっているために、地主からも尊重される存在となっている。スミスは「ヨーマン」が享受しているこれらの諸権利や地位がイングランドの経済発展の最大の要因であるとする認識を次のように述べる。

借地人が、借地権をもたない土地に建物を建てて、地主がこれほど重要な改良につけこむことは彼の名誉にかけてもやるはずがないと信頼しているという事例は、イングランドを除いて、ヨーロッパのどこにもないと私は信ずる。ヨーマンにとってこれほど有利な法や慣習は、おそらく、イングランドの誇りとする商業上の諸規制をすべて合わせたものよりも、イングランドの現在の栄光に寄与している。(WN392/ 訳(2) 206)

ここにおける「イングランドの誇りとする商業上の諸規制」とは、言うまでもなくスミスが批判の矢を向ける重商主義の諸政策であり、スミスはそうした諸政策ではなくて、他の諸国に先行した封建制の支配の衰退による農民の地位の向上こそがイングランドの経済発展の礎石となったと主張する。こうした発言は、すでに見た穀物輸出奨励金に対するスミスの態度、すなわちそれがグレート・ブリテンの富裕化に果たした役割を否定し、その国の経

済的興隆の原因を「各人が自分の労働の果実を享受することについて、グレート・ブリテンの法律が与えている保障」に求めていることに符合する。この「保障」とは、生産活動を担う勤労大衆にとっての自己の「労働の果実」の所有の「保障」を意味し、スミスはそうした意味での財産の「安全」によって、グレート・ブリテンは隆盛をなしえたとする。そしてスミスの「ヨーマン」論は、勤労階層のなかでもとりわけ農民層の解放とそれによる富の蓄積と保全が他の諸地域に比べて先行したことが、イングランドが経済的な「栄光」を獲得しえた最大の鍵であったことを語っている。

さらに上の引用における「イングランドの現在の栄光」という表現は、すでに検討したホラント論で「ホラントの現在の栄光」という表現が見られたことを想起させる。スミスにとっては現在のホラントもイングランドも、ともに「栄光」という言葉によって表現するのにふさわしい経済水準にあるのである。確かにすでに見たように、ホラントの「栄光」の基盤は共和政体にあり、他方イングランドのその最大の基盤は借地農の諸権利の確立と地位の向上にあるから、「栄光」をもたらした要因は異なるけれども、スミスが両国を「栄光」という同一の言葉で賛美しうるほどの経済発展を達成した双壁をなす国家と見なしていることが明らかである。ホラントとイングランドは、スミスによって、経済構造のタイプは異なるにせよヨーロッパの経済発展の先端に位置する国として認識されている。

### 3. フランスの経済事情

グレート・ブリテンの優位性は、それと並ぶヨーロッパの大国であったフランスの経済状態に関するスミスの所見からも確認できるであろう。すでに前節で、スミスがイングランドをホラントに次いで「おそらくヨーロッパ第二の富める国」と捉えているこ

とに触れたが、スミスはフランスとイングランドを比較した箇所でも「おそらくフランスは、現在ではイングランドほど富んだ国ではない」(WN107/訳(1) 161-162)と述べ、さらに「労働の賃金はイングランドよりはフランスのほうが低い」(WN108/訳(1) 162)と断定している。現在のフランスは、経済全般の水準においても労働者層の所得水準においても、グレート・ブリテンの一部であるイングランドには及ばないというのである<sup>9)</sup>。

ただし、フランスをスコットランドと比較した場合には「フランスは、疑いもなく、スコットランドより富んだ国であるけれども、スコットランドほど急速に前進してはいないと思われる」(WN108/訳(1) 162)と微妙な発言をしている。これは、フランスはスコットランドよりは経済力において優っているけれども、経済成長率においてはスコットランドの後陣を拝しているということである。スミスがスコットランドは経済的にイングランドよりは後進的であると見ていることはすでに触れたが、イングランド、スコットランド、フランスを比較するならば、フランスは経済の発展水準においてはイングランドとスコットランドの中間にあり、経済成長率においては三国のなかで最低の地位にある。フランスの経済成長率がスコットランドに及ばないとする判断の背後には、スコットランドは経済的にイングランド、フランスよりもなお後進地域であるけれども、1707年のイングランドとの合邦以後、統一市場形成の効果によって順調な経済成長をとげつつあるというスコットランド経済の現状への認識が控えていると考えられる。

スミスはフランスが経済発展に関して、本来イギリスよりも不利な条件にあったとは認識してはいない。むしろスミスは「フランスの土壌と気候は、グレート・ブリテンの土壌と気候よりもよい」(WN905/訳(4) 282)と述べてフランスが自然条件においてグレート・ブリテンよりも恵まれた国であり、そのため「グレー

ト・ブリテンよりもはるかにまえから改良され耕作された状態になってきた」(WN905/ 訳(4) 282) ことを認める。スミスはまた「フランスは、イングランドが商業国としてきわだったものになる一世紀近くもまえに、対外商業でかなりの分け前を保持していたと思われる」(WN425/ 訳(2) 252) とともに述べている。要するに、フランスは農業の改良においても、また世界貿易への進出においても、グレート・ブリテンにむしろ先行した国なのである。

しかし、それにもかかわらず、スミスは「フランスの耕作と改良は、全体としてイングランドよりも劣っている」(WN425/ 訳(2) 252) と、フランス農業の現状を診断する。すでに述べたように、現代のフランスは経済発展の水準においても一般国民の所得においてもイングランドに及ばないのであるから、イングランドに後れをとった農業の現状は、他の多くの産業についても言うはずである。つまりフランスは、イングランドよりも早く近代的な産業発展を開始しながら、いつしかイングランドに追い抜かれた国ということである。

イングランドと比較した現代フランス経済の立ち遅れをまねいた原因として、スミスがとりわけフランスの課税制度に大きな問題を見出していることは、「フランスの課税制度は、すべての点で、ブリテンのそれに劣っているように思われる」(WN905/ 訳(4) 282) と断定していることが示している。スミスはそれを証明する事実として、フランスの税収が人口との割合で見ると実質的にグレート・ブリテンの半分にも満たないことを指摘し、さらにそうした低い税収効率を克服するために、「フランスの財政には、現状において、三つの極めて明白な改革の余地があるように思われる」(WN904/ 訳(4) 281) と主張する。スミスが提案する改革の第一は、フランスの国税をなす八つの税目のうち、タイユと人頭税を廃止し、それによる減収を土地、家屋、などの資産にかけられる一種の資産税であるヴァンティエムの数を増やすことに

よって補うことである。第二は、現在は属州によって制度に差異がある各種の関税と消費税を王国全域にわたる統一的な制度に改革することである。さらに第三点として、一部の税の徴収を請負人に委託している現行制度を廃止し、すべての税を政府の行政機関による直接の徴税制度に改革することを挙げている。

これら三つのうちで、第三の改革案の背景には、徴税請負制のもとで請負人が税法外な利潤を得ているという現状があり、そうした不当な利潤を国庫に取り戻して税收効率を上げることがスミスの提案の眼目である。第二は明らかにグレート・ブリテンの税制との比較からなされた提案であり、より立ち入った考察が必要である。すでに見たように、スミスはグレート・ブリテンには統一的な税制が成立し、その結果として実現した国内商業の自由がその国の繁栄の主要な要因となっているとする認識が見られるが、それと対比しつつスミスはフランスについて次のように述べる。

フランスでは、属州ごとに公収入法がちがうので、ある種の品物の輸入を防止したり、あるいはそれに一定の税を払わせたりするために、王国の国境だけでなく、ほとんどすべての個別属州の境界を囲むのに、多数の収入官吏が必要であり、それがこの国の国内商業にとって少なからぬ障害になっている。いくつかの属州ではガブルすなわち塩税に対する代納金が認められている。他の属州ではその税がまったく免除されている。いくつかの属州では、王国の大部分の地方で徴税総請負人が享受しているタバコの専売権が停止されている。イングランドの消費税にあたる上納金は、属州によってきわめて異なっている。……そうした様々な課税制度に服する様々な属州や管区の境界を見張るために、この国の国内商業に対する制約や、収入官吏の数を、どれほど増やさなければならないかは、言う必要もないことである。(WN900-901/訳(4) 274-275)

スミスがフランスでは属州ごとに公収入法が異なる結果として指摘する「国内商業に対する制約や、収入官吏の数」の多さは、フランス国内における商品流通のコストが高いことを意味する。スミスは、フランスでは統一的な税制が欠如していることの結果としての国内の商品流通の高コストがその国の「国内商業にとって少なからぬ障害」となっていると言うのである<sup>100</sup>。換言すれば、自由な商品流通は、商品流通のコストの削減による流通効率の向上をもたらすということである。そうした意味で統一税制の成立は一国の経済発展にとって枢要な意味をもつと言うのである。

第一の改革案でスミスがタイユと人頭税をともに廃止すべきとしているのは、フランスでは人頭税の大部分がタイユを納める人々に割り当てられているという事情がある。タイユは封建社会に起源をもつ税であり、スミスは隷属的な条件で土地を保有する場合にかけられる不動産タイユと他人の所有地で農業を営む借地農民の推定利潤にかけられる動産タイユとを区別した上で、「フランスで動産タイユと呼ばれているものは、おそらく、農業で使用されるストックの利潤に対して、ヨーロッパのどの地方で徴収されている税のなかでも、もっとも重要なものである」(WN854/訳(4) 185) と述べて、とくに動産タイユのもつ農業への影響を重視する。実はスミスは動産タイユについては、『国富論』の第五編の租税論だけでなく、第三編でのヨーロッパの農民が負担してきた様々な賦課の歴史的分析においても言及しているのであるが、そのこともスミスがこの税の影響を重要視していることを物語る。スミスの見るところ、動産タイユの問題点は、それが実際には土地に投下される資本の量に応じて徴収されるため、農民が課税を回避しようとして農業への投資に消極的になる結果、農業の発展が進まない点にある。だからスミスは「動産タイユが、多くの仕方で耕作を阻害し、したがってまたすべての大国の富の主な源泉を涸渇させる傾向がある」(WN856-857/訳(4) 191) と断



定する。動産タイユが「大国の富の主な源泉を涸渇させる」とする表現は、それだけでもスミスが動産タイユの経済発展への悪影響をいかに重大視しているかを示していよう。これは『国富論』の第五編における言明であるが、第三編第二章にも「フランスの農業者の手中に多少ともストックが蓄積されることがあっても、タイユは、それがかりにも土地に使用されることを禁止することにほとんど等しい」(WN394/ 訳(2) 209) と、同じ趣旨の発言が見られるのである。

タイユは封建制の時代から続く農業課税であり、スミスは封建的な性格の色濃いこの税制が18世紀においても存続することでフランスの農業におけるストックの蓄積と農業への投資を妨げた結果、その国の経済発展への大きな障害となったと分析している。すでに見たように、スミスの観察ではフランスの課税制度の大きな問題点の一つは、王国全体の統一的な税制が未成立であるために自由な商品流通が実現しないことで国内市場の発展が妨げられていることにあるが、これは直接には流通面における非効率という問題である。他方、タイユは理不尽な農業課税として農業生産力の発展の足枷となっている税制であり、生産面においてフランスの経済発展を妨げる要因である。したがってスミスは、フランスの課税制度が生産面とともに流通面でも経済発展の阻害要因となり、そのため少なくともグレート・ブリテンに比較してのフランスの経済的立ち遅れを招くことになったと把握しているのである。もちろんこれはグレート・ブリテンと比較してのフランスの相対的な欠陥であり、スミスがフランスの後進性を一面的に強調しようとはしていないことは、次の発言に示されている。

しかしフランスの国民は、グレート・ブリテンの国民よりも、税によってはるかに圧迫されていると、一般に認められている。とはいえフランスは、グレート・ブリテンについて、最も温和

で最も寛大な統治を享受しているヨーロッパの大帝国であることは確実である（WN905/ 訳(4) 283）。

グレート・ブリテンの国民であるとともにスコットランド人であるスミスがフランスを見る眼差しは特徴的である。『国富論』が刊行された1770年代のフランスはブルボン王朝の晩期であったが、グレート・ブリテンとフランスの統治のこの比較には、君主制を維持しながらも近代的な議会制度が発達しつつあったグレート・ブリテンとそうした発達が進まなかった当時のフランスとの政治体制の差異が反映されていると思われる。この発言には、グレート・ブリテンの統治がフランスよりも「温和」と「寛大」さの点で上回るという認識を読み取れるからである。しかし、スミスのフランス統治観には、ジャン・ジャック・ルソーが表明したような、革命を予見する深刻な危機意識を見出すことはできない。現代においてしばしば絶対主義体制の典型とされるフランスのブルボン王朝を、スミスはグレート・ブリテンについて「最も温和で最も寛大な統治」の国と認識しているからである。つまりスミスは、当時のブルボン王朝の統治体制を総体としては特に抑圧的な体制と捉えているのではない。スミスはフランスの統治体制を全体としては「温和」であると評価しながらも、課税制度に関しては、フランス国民はグレート・ブリテンよりも「圧迫」されているという一般的な評価をこうむるような問題点を抱えているとするのである。こうした判断には、絶対主義の政治体制のものであっても、税制などの経済政策の改革が実現するならばフランスのさらなる経済発展は可能なはずであるというスミスのフランス観が表明されていると言えよう。

## おわりに

ホラント（オランダ）、グレート・ブリテン（イギリス）、フラ

ンスは、スミスが当時のヨーロッパ経済における主要国として格別の関心を寄せた国である。本稿の分析は、スミスが三国の国情はそれぞれ異なり、そのためそれらの繁栄を支える要因も異なっていることをよく理解していること、したがってスミスはそれら三国の経済力の源泉を同一の要素から説明しようとはしてはいないことを示している。スミスがホラントとグレート・ブリテンの最大部分を占めるイングランドの経済水準とともに「栄光」と形容していることはすでに述べたが、その「栄光」の基盤はホラントとイングランドでは異なる要素に求められている。スミスは当時のヨーロッパの経済先進諸国を論ずる場合にも、各国の国民経済がもつ固有の諸事情からそれらの経済発展を理解しようとするのである。

すでに論じたように、スミスは当時流布していたホラント経済衰退説に同調せず、ホラントをなおも人口と国土の割にはもっとも富裕な国と見なしている。けれども18世紀の国際経済において主役を演じたのはグレート・ブリテン（イギリス）とフランスであった<sup>111</sup>。この両国は、ホラントを押しつけながら激しい国際経済競争を繰り広げ、またスミスが「重商主義」と呼んで厳しい批判を展開した保護主義政策を互いに実施したのであり、そのためスミスは両国間の貿易の現状について「今では、グレート・ブリテンの品物をフランスに輸入するにせよ、フランスの品物をグレート・ブリテンに輸入するにせよ、密輸業者が主な輸入業者なのである」（WN474/訳(2) 335）と慨嘆を込めて語っている。そのため『国富論』における重商主義批判では、イギリスとフランスの保護主義政策への批判が中心的論点の一つとなっている。スミスの眼に映った当時のイギリスとフランスは、ともに典型的な重商主義国であり、重商主義政策の弊害をもっとも露呈した国なのである。

けれども本稿の分析は、スミスが経済政策や制度の考察におい

て、ほとんどのヨーロッパ諸国が推進してきた重商主義という共通する政策の背後に、各国の国情に由来する政策や制度の差異にも眼をむけていることを示している。つまりスミスは、ヨーロッパ各国の経済政策をそれらの共通面とそれぞれの独自面との二重性をもつシステムとして捉えようとしているのである。そのためイギリスとフランスについても、両国を単に同種の重商主義国として描くことで済ますことはせず、両国の重商主義政策の裏側に横たわるそれぞれの国民経済の諸特徴についても独自の分析を披歴している。この両国は国際商業覇権や植民地の領有をめぐるたびたび国際紛争をひき起こしたが、18世紀中葉の7年戦争はそれに一応の決着をもたらし、その後はイギリス優位の国際関係が形成されることになった。イギリスとフランスの経済の現状にかんするスミスの認識には、こうした国際関係の推移が反映されていると言ってよい。イギリスとフランスをともにヨーロッパで有数の富裕国としながらも、両国の経済政策・制度上の差異も注視することによって、税制や国内商業の自由などの点でイギリスがフランスに対して明白な優位にあるとする分析は、イギリスがフランスに勝る国際的地位を獲得するに至った経済的背景を明らかにした所説と見なすことができる。『国富論』に散りばめられたヨーロッパの主要国経済に対する比較考察は、当時の国際関係の推移を映し出すとともに、そうした推移の背景を理解するための貴重な材料を提供しているのである。

---

【注】

\* 本稿では、アダム・スミスの『国富論』として、次の原書と訳書を使用する。Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed. by R. H. Campbell and A. S. Skinner, 2 vols, Oxford U. P., 1976. 水田洋監訳・杉山忠平訳『国富論』(1)~(4)、岩波文庫、2000~2001年。引用においては、引用文の後に、まず原書をWNと表記して引用箇

所を示し、その後に記書の分冊番号と該当ページ数を表示する。訳文は適宜変更してある。引用文中の傍点は、断りのない限り引用者のものである。

- (1) 一国の経済発展を遅らせる原因に関するスミスの関心は経済問題に対する研究の初期から見られ、グラスゴウ大学における法学講義のなかで主に経済問題を扱った「ポリース」の部分の論題の一つとして、1762-1763年の講義では「富裕の遅い進歩の諸原因、およびそれを遅らせた諸原因」が挙げられている。Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, ed. by R. L. Meek, D.D. Raphael and P.G. Stein, Oxford U.P., 1978, p.353.
- (2) W. W. Rostow, *The Stages of Economic Growth*, Cambridge U.P., 1960, p.17. 木村健康他訳『経済成長の諸段階』ダイヤモンド社、1961年、10ページ。
- (3) 『国富論』の岩波文庫訳の訳者注でも触れられているが（訳(1) 164ページ）、Hollandは、当時「低地諸州連合」と呼ばれたオランダの中の一州を指すとともに、しばしばオランダ全体をも意味する名称であった。そのため、スミスが「ホラント」と表現するさいも、国家全体を指すのかホラント州を指すのか判然としない場合がある。スミス自身、国家全体を「諸州連合」ないし「低地諸州連合」と呼んでいる場合もあるので、本稿では原則としてHollandをホラントと訳すことにする。
- (4) R. Lachmann, *Capitalists in Spite of Themselves*, Oxford U.P., 2000, p.162.
- (5) 八幡清文「アダム・スミスのグローバリゼーション認識」『国際交流研究』（フェリス女学院大学国際交流学部紀要）第13号、2011年3月、45-47ページ。
- (6) I. ウォーラーステインは、17世紀のオランダについて「オランダの国家は、国の内外で十分強力であったために、重商主義政策を最小限にしか必要としなかった、当時のヨーロッパでは唯一の国だった」（傍点は原文）と述べている。I. Wallerstein, *The Modern World-System II Mercantilism and the Consolidation of the World-Economy, 1600~1750*, Academic Press, 1980, p.60. 川北稔訳『近代世界システム 1600~1750』名古屋大学出版会、1993年、63ページ。スミスの発言は、このようなオランダ国家の性格を18世紀の時点で確認したものと考えられる。
- (7) Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, p.534. 水田洋訳『法学講義』岩波文庫、2005年、390ページ。
- (8) 「ヨーマン」がどのような農民を意味するのかについては、現代の諸家の意見も一致していないことは、I. ウォーラーステインの論及からも知られる。I. Wallerstein, *The Modern World-System I Capitalist Agriculture and the Origin of the European World-Economy in the Sixteenth*

- Century, Academic Press, 1974, pp.246-251. 川北稔訳『近代世界システムⅡ』岩波現代選書、1981年、118-123ページ。
- (9) フランスをホラント、イングランドほど富んだ国ではないとするスミスの言明は、解釈上の問題をはらむ点である。スミスは当時のフランスの人口が「おそらくグレート・ブリテンの三倍になるだろう」(WN905/訳(4) 282)と認めているから、フランスの人口はグレート・ブリテンの最大部分ではあるが一部であるイングランドの人口の三倍以上ということになる。産業革命以前の18世紀には製造業の経済全体に占める比重は大きくはなく、また農業技術の進歩によるイングランド農業の生産性がフランスをかなり上回っていたとしても、それが農業人口においてフランスよりもはるかに少ない点を相殺しえたとは推定し難い。したがってイングランド経済の規模がその三倍以上の人口をもつフランスよりも大きいと想定するのは困難な面がある。スミスが「おそらくフランスは、現在ではイングランドほど富んだ国ではない」と、推量を込めて述べているのは、この言明がそれほど明確な根拠に基づいたものではないことを示唆していよう。現代の代表的な経済史家であるC.P.キンドルバーガーは、18世紀を通して、フランスは経済規模ではイギリスを上回っていたが、国民一人あたりの所得ではイギリスに及ばなかったとする見解を採っている。C. P. Kindleberger, *World Economic Primacy: 1500 to 1990*, Oxford U.P., 1996, pp.109-113. 中島健二訳『経済大国興亡史 1500-1990 [上]』岩波書店、2002年、190-194ページ。あるいはこの言明は、スミスがホラントを「ヨーロッパきっての富裕国」と判断する場合と同様に、「土地の広さと住民の数の割合では」という条件のもとで述べられた判断と解すべきかもしれない。
- (10) D. S. ランデスは、近代的な商業の発展の障害となった「中世の遺産」の一つとして、ヨーロッパ各国に見られた通行税を挙げたうえで、「イギリス国内の通行料は、15世紀までにおおむねなくなっていた」が、フランスでは18世紀の革命まで廃止が進まなかったとしている。D.S. Landes, *The Wealth and Poverty of Nations*, W.W. Norton & Company, 1998, p.246. 竹中平蔵訳『強国論』三笠書房、2000年、199ページ。
- (11) I. ウォーラーズテインは、1689年から7年戦争が終わる1763年までを、イギリスとフランスの抗争期としている。I. Wallerstein, *The Modern World System II Mercantilism and the Consolidation of the World-Economy, 1600 ~ 1750*, Academic Press, 1980, p.245. 川北稔訳『近代世界システム 1600 ~ 1750』名古屋大学出版会、1993年、306ページ。